

会議録

会議の名称	第53回西東京市建築審査会
開催日時	令和6年1月18日（木曜日）午後2時から2時42分まで
開催場所	保谷東分庁舎 地下1階会議室1
出席者	【委員】井上会長、上木委員、杉崎委員、鈴木委員、三沢委員 【特定行政庁】古厩部長、名古屋課長、佐藤主幹、海老澤係長、鈴木主任、関口主任 【事務局】山本係長、水谷主任
議題	議題1 議案第80号 建築基準法第43条第2項第2号による許可に関し西東京市建築審査会の同意を求めることについて 議題2 その他
会議資料の名称	資料1 議案第80号
傍聴人	なし
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○委員 第53回西東京市建築審査会を開会する。 まず、議題1 議案第80号について、説明を求める。</p> <p>○特定行政庁 (議案第80号の説明)</p> <p>○委員 議案第80号について、意見、質問等があれば発言をお願いします。</p> <p>○委員 資料1 4の協定図に記載されているアコーディオンとは何か。</p> <p>○特定行政庁 資料1 3の④の写真に写っているアコーディオン扉である。</p> <p>○委員 アコーディオン扉のある1625番20が資料1 5の所有者一覧表に載っていない。</p> <p>○特定行政庁 資料1 5の公図の写しでは当該道の範囲に一部含まれているように見えるが、実際は資料1 4の協定図のとおりで、1625番20は道の範囲に入っていない。</p> <p>○委員 1625番14は塀が当該道に越境している。このように塀等が越境している敷地については将来的に後退してもらう必要があるのに、協定対象範囲には含まれていない。将来的に後退が必要な所有者についても、道に関する協定の対象者として追加してはどうか。</p> <p>○特定行政庁 あくまで協定対象範囲の道の所有者が、道に関する協定の対象者である。</p> <p>○委員 道の筆の幅員が4m未満であれば、道に接する土地の一部を協定対象範囲に含まなければならない。しかし、当該道については道の筆の幅員が4mあるので、含まなくて良いと考える。</p> <p>○特定行政庁 本件の場合、当該道に越境している敷地の所有者は協定対象範囲内の道も所有しており、協定には参加している。</p> <p>○委員 道の所有者と、道の部分に越境している敷地の所有者が異なる場合、越境している敷地の所</p>	

有者が協定に参加していないと、越境が解消されない可能性がある。

○委員

建替えの際に解消されるという考えではないのか。

○特定行政庁

そうである。

○委員

当該道と各住宅の敷地との境界に、境界を標示するものはあるか。

○特定行政庁

現地に境界標示物はないが、地積測量図を基に権利者立会のうえで測量をし、境界を確定したと聞いている。

○委員

1625番16は、いつ公衆用道路として登記されたか。

○特定行政庁

昭和37年である。

○委員

当該道は位置指定道路に関する基準に近い形状をしている。位置指定道路にならなくても、当該道が西東京市建築基準法第43条第2項第1号の規定による認定基準を満たすようになると良い。計画敷地東側の塀の控壁については、認定基準を満たすような形で後退するのか。

○特定行政庁

そうである。

○委員

ほかに意見、質問等はないか。ないようであれば、議案第80号についての質疑を終了する。続いて評議を行う。

評議内容は非公開

議案第80号・・・同意する。

○委員

次に、議題2 その他 次回会議の開催について、事務局からの説明を求める。

○事務局

次回の西東京市建築審査会は、令和6年2月15日を予定している。

○委員

本日予定していた議題は終了した。ほかによろしいか。

これをもって、第53回西東京市建築審査会を終了する。